

# 原子力被災12市町村の営農再開に向けた取組

平成30年2月

農林水産省

平成27年8月に設立された福島相双復興官民合同チーム（営農再開グループ）に東北農政局と福島県（農業普及組織）が参加し、地域農業の将来像の策定や農業者の営農再開等の取組を支援している。平成29年4月からは、営農再開グループに（公社）福島相双復興推進機構が参加して活動が強化され、農業者の個別訪問とその支援・フォローアップ、販路確保等の支援にも取り組んでいる。

## 福島相双復興官民合同チームの営農再開グループ （平成27年8月発足、平成29年4月体制強化）

### ◆ 体制

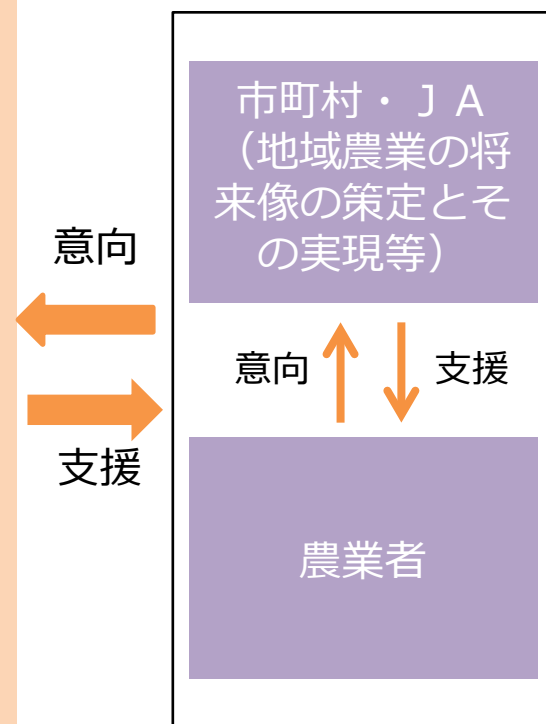
- 東北農政局（震災復興参事官室等）、福島県（農業普及組織）、福島機構（営農再開部署）が一体となった組織を形成

### ◆ 活動方針

- 農業は、地域的なまとまりが不可欠であることから、地域農業の将来像の策定や農業者の意向把握を踏まえた営農再開の取組を支援

### ◆ 活動内容

- 地域農業の将来像の策定の支援
- 農業者訪問等を通じた営農再開意向の把握
- 集落の相談会・座談会への参加（意向把握や各種事業の紹介）
- 営農体制（個人・集落営農・法人等）の構築への支援
- 必要な機械・施設の導入、技術・経営指導、販路確保等への支援



(平成29年12月末現在)

活動内容	実績
市町村、集落への訪問件数	1,167件
農業者訪問件数	1,012件
6次産業化等のコンサルティング件数	13件

## 人・農地プランの策定支援

### 【対象地域】

福島県川俣町山木屋地区（29年3月避難指示解除）

### 【経緯】

- ①町が山木屋地区の農業者に「人・農地プラン」の作成を説明（平成26年4月）
- ②町が農業者の意向を調査（平成28年7月）
- ③調査結果を踏まえて、町が「人口農地プラン」を作成（平成29年2月）

### 【営農再開グループの支援】

東北農政局が平成28年4月から職員を町に派遣し、福島県農業普及組織とともに、プランの策定を支援

## 農業者訪問での意向把握を踏まえた支援

### 【対象農業者】

福島県飯舘村のいちご農業者

### 【経緯】

- ①東日本大震災により、一時的に営農活動を中止
- ②平成29年5月から出荷開始。直販の割合を高めたいと考えていたが、販路確保に苦慮
- ③営農再開グループに対し、支援を要望

### 【営農再開グループの支援】

福島県農業普及組織が栽培技術を指導し、福島機構が市場開拓と業務改善の専門家を派遣。

# 被災12市町村の農業者訪問の取組

被災12市町村の営農再開に向けて、農業者を個別に訪問し、営農再開意向や要望の把握、支援策の説明を実施している。

	認定農業者訪問（平成28年7月～11月）	農業者訪問（平成29年4月～12月）
対象	認定農業者522名	農業者1,012名（認定農業者以外が中心）
訪問結果の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は444名（訪問した農業者全体の85%）</li><li>・ 営農再開に向けた主な意見・要望は、<ul style="list-style-type: none"><li>①個人や小規模でも対象となる補助事業の創設</li><li>②風評対策や販路の確保への支援</li><li>③担い手不足や雇用労働力の確保の支援</li><li>④集落営農への支援</li><li>⑤ほ場整備やパイプラインの整備等への支援</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は、412名（訪問した農業者全体の41%）</li><li>・ 営農再開済みの農業者の主な課題は、農業機械・施設の導入、労働力確保</li><li>・ 未再開の農業者の主な課題は、鳥獣害対策、用排水路の復旧</li><li>・ 再開意向のない者のうち、農地の出し手は1割、今後出し手となる意向のある者は7割</li></ul>

福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等において、除染後の農地の保全管理、作付実証、放射性物質対策、新たな農業の転換等の営農再開に向けた一連の取組を切れ目なく支援する。  
(事業実施期間：平成24年度～平成32年度)

## 福島県内

### 避難区域等

第1段階

#### ○除染後農地等の保全管理

除染後から営農再開までの農地等における除草等の保全管理に対する支援

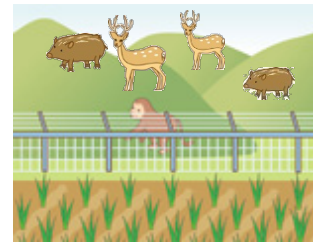


#### ○鳥獣被害防止緊急対策

一斉捕獲活動の実施や大規模な侵入防止柵等の設置に対する支援

#### ○放れ畜対策

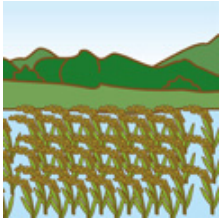
放れ畜捕獲のための柵の整備等に対する支援



第2段階

#### ○営農再開に向けた作付実証

基準値を下回る農作物生産の確認等のための作付実証に対する支援



#### ○避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

直ちに帰還しない農業者等の農地を受託し、一時的に行う管理耕作に対する支援

#### ○収穫後の汚染防止対策

収穫後の農産物の農機具等を通じた再汚染の防止対策に対する支援

○水稻の作付再開支援 [ 水稻の作付再開に必要な代かき等に対する支援 ]

第3段階

#### ○新たな農業への転換

経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な機械・施設のリース導入等に対する支援



### 放射性物質の吸収抑制対策

カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援



カリ質肥料

避難指示区域等の営農再開を後押し  
福島県産農産物の信頼回復を通じて、

※その他特認事業を措置

原子力災害により被災した12市町村が策定する計画に掲げられた農業復興を実現するため、市町村が農業用施設の整備・農業用機械の導入を行い、農業者・法人等に対して貸与する。

## ■貸与を受けられる者

農作業の共同化等又は農畜産物の生産・加工等を行う法人・団体、第3セクター、認定農業者、新規就農者、農業協同組合 等

被災12市町村で営農を行う者であれば、当該市町村外の者も対象となり得る。

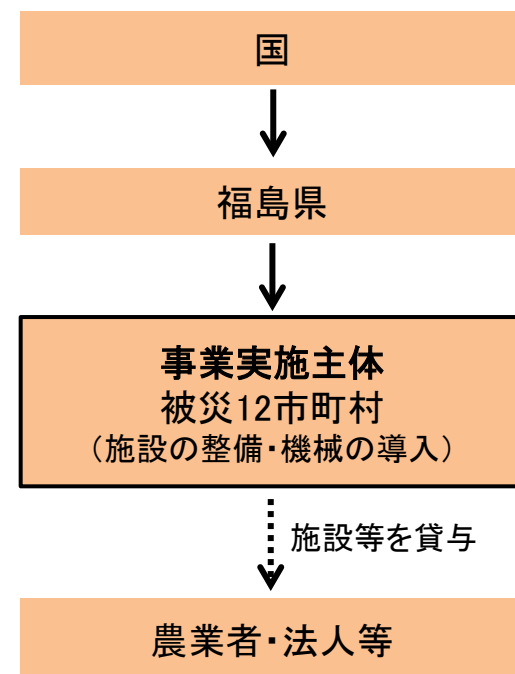
## ■対象施設・機械

- ① 生産・加工・流通・販売に必要な、ハウス、水耕栽培施設、農業用水施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設、処理加工施設、集出荷施設などの農業用施設
- ② トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械

## ■補助率

3/4 (※市町村の負担分については、別途、震災復興特別交付税による軽減措置あり)

## ■補助金の流れ



被災12市町村において避難指示の解除が進みつつある中、営農を再開する農業者を対象に、農業用機械・施設や家畜の導入等の初期投資に対する支援を行うことで、営農再開を加速化する。

## 原子力被災12市町村農業者支援事業

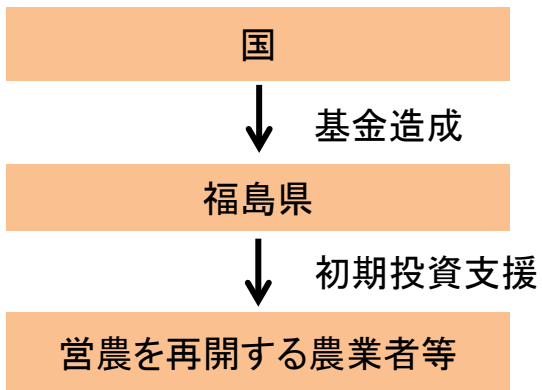
### ■対象者

被災12市町村において、営農再開等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）

### ■補助率

3 / 4

### ■資金の流れ



### ■補助対象経費

- ・農産物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費
- ・農産物の生産に必要な施設の整備及び施設の導入に必要な撤去に要する経費
- ・果樹の新植・改植、花き等（生産が複数年継続するもの）の種苗等の導入に要する経費
- ・肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、純粋種豚、繁殖用雌豚の導入に要する経費

### ■補助対象経費の上限額

原則1,000万円（特認3,000万円）

